

中条町・黒川村合併協議会
第 2 回 会 議 議 案 書

日	時	平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日 (金) 午後 2 時から
会	場	ロイヤル胎内パークホテル コンベンションホール

報告第9号

中条町・黒川村合併協議会幹事会規程
の一部改正について

中条町・黒川村合併協議会幹事会規程を、別紙のとおり一部改正する。

平成16年11月5日

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡 隆二

別 紙

中条町・黒川村合併協議会幹事会規程

(趣 旨)

第1条 中条町・黒川村合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、中条町・黒川村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 中条町・黒川村合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関する
こと

(2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること

(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組 織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 中条町の助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、議会事務局長

(2) 黒川村の助役、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、議会事務局長

2 前項に掲げる者に欠員が生じた場合は、会長、副会長が協議し、これを補充することができる。

(役 員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 1名

2 役員は、幹事の互選により定める。

(役員の仕事)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

(報 告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年9月17日から施行する。

附則

この規程は、平成16年11月5日から施行する。

中条町・黒川村合併協議会幹事会規程の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 中条町の助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、議会事務局長</p> <p>(2) 黒川村の助役、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、議会事務局長</p> <p>2 前項に掲げる者に欠員が生じた場合は、会長、副会長が協議し、これを補充することができる。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成16年9月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成16年11月5日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 中条町の助役、収入役、教育長、総務課長、財政課長、議会事務局長</p> <p>(2) 黒川村の助役、収入役、教育長、総務課長、企画財政課長、議会事務局長</p> <p>(加える)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成16年9月17日から施行する。</p>

議案第3号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成16年10月13日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

新市の名称は、「胎内市」とする。

平成16年11月12日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第 5 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 13 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 11 月 12 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第 6 号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 13 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 熊倉 信夫

平成 16 年 11 月 12 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第 8 号

各種行政制度及び事務事業の調整方針について

各種行政制度及び事務事業の調整方針について、別紙のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 12 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡 隆二

平成 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会